

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

告 示

- 告示第80号 「地縁による団体」の告示事項の変更
(市民協働推進課) ... 2

教 育 委 員 会

- 規則第6号 宇治市図書館規則の一部を改正する規則 2

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第17号 選挙管理委員会の招集 2
- 告示第18号 直接請求に必要な選挙人の数 2

監 査 委 員

- 公表第11号 定期監査の結果の報告 2
- 公表第12号 財政援助団体等監査の結果の報告 3

公 営 企 業

- 公告第14号 宇治市排水設備指定工事業者の指定 4

告示

宇治市告示第80号

「地縁による団体」の告示事項の変更について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、南遊田第二町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和4年6月17日

宇治市長 松村 淳子

変更のあった事項及びその内容

Table with 3 columns: 変更のあった事項, 新, 旧. Rows include 代表者の氏名 and 代表者の住所.

変更年月日

令和4年4月23日

教育委員会

宇治市図書館規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年6月1日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第6号

宇治市図書館規則の一部を改正する規則

宇治市図書館規則（昭和59年宇治市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第13条の」を「第13条第2号に掲げる」に、「を除く。第10条」を「及び同条第3号に掲げる視覚障害者専用電子書籍を除く。第10条第1項」に改める。

第10条第2項中「の数量」を「（第13条第3号に掲げる視覚障害者専用電子書籍を除く。）の数量」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 視覚障害者に対し、次の各号に掲げるサービスを実施する。

- (1) 対面朗読
(2) 視覚障害者用の録音資料及び点字図書（以下「視覚障害者用資料」という。）の貸出し
(3) 視覚障害者専用電子書籍の利用

第14条第1項及び第2項を次のように改める。

第14条 前条各号に掲げるサービスを受けることができる者は、身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている視覚障害者であつて、第4条第2項各号のいずれかに該当するものとする。ただし、館長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 前条各号に掲げるサービスを受けようとする者は、宇治市視覚障害者サービス利用者登録申込書により身体障害者手帳の写しを添えて館長に申請し、登録を受けなければならない。

第14条第3項中「した者は、住所、氏名等」を「受けた者は、登録事項」に改める。

第16条第1項中「した」を「受けた」に改める。

第16条の2を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

第16条の2 第14条に定めるもののほか、視覚障害者専用電子書籍の利用について必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第17号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和4年6月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

日時 令和4年6月1日（水） 午前10時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議題 選挙人名簿の定時登録について 他

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第18号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和4年6月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和4年6月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,070人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51,161人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,581人

(揭示済)

監査委員

宇治市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年6月7日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和3年度の健康長寿部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査

を実施した。

- 老人保護施設措置費自己負担金収入状況(長寿生きがい課)
- 老人園芸ひろば協力金収入状況(長寿生きがい課)
- 休日急病診療所使用料収入状況(健康づくり推進課)
- 介護保険料収入状況(介護保険課)
- 介護保険給付費返還金収入状況(介護保険課)
- 委託料支出状況(長寿生きがい課、健康づくり推進課、介護保険課)
- 賃借料支出状況(長寿生きがい課)
- 補助金支出状況(長寿生きがい課、健康づくり推進課、介護保険課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、健康長寿部長寿生きがい課、健康づくり推進課及び介護保険課における事務事業のうち、主として令和3年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年2月1日から28日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年3月18日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

記

1 長寿生きがい課

(1) 老人保護施設措置費自己負担金収入状況について

滞納者に対し督促状が送付されていない事例がある等、対応の不備が見受けられた。滞納整理事務マニュアルを速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。

(2) 老人園芸ひろば協力金収入状況について

滞納者に対し督促状が送付されていない事例が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(3) 委託料支出状況について

施設の指定管理業務に関する基本協定書において、各種条例の条文の引用に齟齬が見受けられた。また、仕様書に記載された業務内容に見直しの余地が見受けられた。速やかに見直されたい。

(4) 賃借料支出状況について

適正に処理されていた。

(5) 補助金支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

2 健康づくり推進課

(1) 休日急病診療所使用料収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

なお、平成30年度の前回定期監査において、宇治市骨髄ドナー助成事業において、宇治市補助金等交付規則の規定と齟齬が見受けられたと指摘した点については改善されていた。(当時の所管は健康生きがい課)

3 介護保険課

(1) 介護保険料収入状況について

滞納整理事務マニュアルに準ずるものがあるものの、その内容は不十分であるため、見直しを求める。

(2) 介護保険給付費返還金収入状況について

おおむね適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 補助金支出状況について

なお、前回定期監査において、支出負担行為等の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(掲示済)

宇治市監査委員公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定によ

り次のとおり公表します。

令和4年6月7日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等(公の施設の指定管理者)監査を、宇治市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

社会福祉法人宇治明星園(以下、「宇治明星園」という。)が指定管理者を務める宇治市小倉デイホームの管理運営に関する事務及び指定管理料の会計処理に関する事務について、監査を実施した。

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、次の点に着目して実施した。

1 指定管理者

- (1) 施設は関係法令、協定等に基づき適正に管理運営が行われているか
- (2) 指定管理料の会計処理等は適正に行われているか

2 所管課

- (1) 指定管理者の指定は関係法令等に基づき適正に行われているか
- (2) 指定管理料は適正に算定されているか
- (3) 指定管理者に対する適切な指導が行われているか

第4 監査の主な実施内容

この監査は、宇治明星園及び健康長寿部長寿生きがい課における公の施設の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和2年度の事務(一部令和3年度の事務を含む。)を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年2月1日から28日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年3月18日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 宇治明星園の概要

1 目的及び設立

宇治明星園は、その定款によれば、「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること」を目的とし、昭和49年2月に設立された。

2 事業

宇治明星園は、その設立目的を達成するために、定款に基づき、次の事業を行っている。

- (1) 養護老人ホームの経営
- (2) 特別養護老人ホームの経営
- (3) 軽費老人ホームの経営
- (4) 幼保連携型認定こども園の経営
- (5) 老人デイサービス事業の経営
- (6) 老人介護支援センターの経営
- (7) 老人短期入所事業の経営
- (8) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (9) 老人居宅介護等事業の経営
- (10) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (11) 病児保育事業の経営
- (12) 一時預かり事業の経営

3 組織(令和3年6月25日現在)

(1) 役員

評議員9名、理事7名(理事長1名、常務理事2名を含む)、監事2名

(2) 意思決定機関

評議員会…理事及び監事の選任、定款の変更等の決議
理事会…業務執行の決定等の決議

4 所在地

宇治市白川鍋倉山22番地10

第7 監査対象施設の概要

1 宇治市小倉デイホーム

(1) 施設

- | | |
|---------|---------------------------|
| ア 所在地 | 宇治市小倉町西畑1番地の4 |
| イ 竣工時期 | 平成7年3月 |
| ウ 構造等 | 鉄筋コンクリート造 3階建 |
| エ 建築延面積 | 1,024.25㎡ |
| オ 施設の内容 | 浴室、デイルーム、介護者教育室、ボランティアルーム |

(2) 業務

- ア 施設の運営に関すること

- イ 施設及び設備の維持管理に関すること
 - ウ 施設設備等及び物品等の修繕等について
 - エ その他
- (3) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 指定管理者選定方法 非公募
- (5) 利用実績(入館者数) 令和2年度 4,477人(令和元年度 9,756人)

第8 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。今後とも、引き続き適正な施設管理に努められたい。

記

1 宇治明星園

- (1) 宇治市小倉デイホームの管理運営について
おおむね適正に処理されていた。
- (2) 宇治市小倉デイホームの会計処理について
おおむね適正に処理されていた。

2 健康長寿部長寿生きがい課

- (1) 指定管理者の指定について
適正に処理されていた。
- (2) 指定管理料の算定について
施設の指定管理業務に関する基本協定書において、各条例の条文の引用に齟齬が見受けられた。また、宇治市と指定管理者の事務区分に不明瞭なものが見受けられた。基本協定書及び仕様書の見直しを求める。
- (3) 指定管理者に対する指導等について
適正な施設管理事務が執行されるよう、引き続き、指定管理者に対する指導を徹底されたい。
- (4) その他施設の管理について
市民の利便性向上のため、管理施設の適切な維持管理を要望する。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第14号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和4年6月17日

宇治市長 松村 淳子

指 定 番 号	指 定 工 事 業 者 名
第384号	有限会社信栄